

<資料1>

県・市町村によるDX推進体制構築業務委託 企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「県・市町村によるDX推進体制構築業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

(1) 業務名

県・市町村によるDX推進体制構築業務委託

(2) 業務の仕様等

<資料2> 県・市町村によるDX推進体制構築業務委託 仕様書のとおり

(3) 委託予定期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）まで

(4) 委託額の上限

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 事務局

秋田県企画振興部デジタル政策推進課 調整・DX推進チーム

住 所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎5階）

電 話 018-860-4271

E-Mail joho@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 企画提案競技の参加者の公募開始 | 令和7年4月23日（水） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和7年4月30日（水）午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和7年5月7日（水）午後5時まで |
| (4) 参加資格確認申請書の受付 | 令和7年5月9日（金）午後5時まで |
| (5) 参加資格確認結果の通知 | 令和7年5月14日（水） |
| (6) 企画提案書の受付 | 令和7年5月21日（水）午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和7年5月23日（金）（予定） |
| (8) 企画提案書審査結果の通知 | 令和7年5月下旬 |
| (9) 契約締結 | 令和7年5月下旬 |

4 企画提案競技

- (1) 企画提案競技とその応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ（コンペ情報）」及び「デジタル政策推進課」に掲載します。

(2) 掲載書類

- ① <資料1> 企画提案競技実施要領（本書）
- ② <資料2> 仕様書
- ③ <資料3> 企画提案競技審査要領
- ④ 【様式1】 質問票
- ⑤ 【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書
- ⑥ 【様式3】 会社概要
- ⑦ 【様式4】 企画提案書

5 参加資格に関する事項

本業務に係る企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者で、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 本業務の実施について、県の要求に応じて日本語で速やかに対応できる体制を整えていること。

6 実施要領等に関する質問の受付

- (1) 受付期間
令和 7 年 4 月 30 日(水)午後 5 時まで
- (2) 提出方法
提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の手続名「令和 7 年度県・市町村による D X 推進体制構築業務委託質問票の提出」から提出してください。
〔直接リンク URL〕
<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/7640935961127177051>
- (3) 回答方法
質問及び回答の内容を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ（コンペ情報）」及び「デジタル政策推進課」に掲載します。

7 企画提案競技への参加申込み

- (1) 企画提案競技へ参加しようとする者は、次の書類を 2 の事務局に提出してください。
 - ① 提出書類
ア 【様式 2】 企画提案競技参加資格確認申請書
イ 【様式 3】 会社概要
 - ② 提出方法
提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の手続名「令和 7 年度県・市町村による D X 推進体制構築業務委託参加資格確認申請書の提出」から提出してください。
〔直接リンク URL〕
<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/3940075599821490632>
 - ③ 提出期限
令和 7 年 5 月 9 日(金)午後 5 時まで到着すること
 - ④ 確認結果
電子メールで通知します。
 - ⑤ 留意事項
ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
イ 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- (2) 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は、速やかに 2 の事務局に連絡してください。

8 審査書類の作成及び提出

企画提案競技への参加者は、次の書類を 2 の事務局に提出してください。

- (1) 提出書類
 - ① 【様式 4】 企画提案書
サイズは A 4 判とし、様式中の「提案内容」の項目を網羅し 20 ページ以内で作成してください。
なお、様式中の項目が網羅されていれば、任意の様式による提出も可能です。

② 見積書 1 部

企画提案書の事業を実施するための事業費の見積書と積算根拠を明らかにした見積り内訳を提出してください。

なお、見積額が「1(4)委託額の上限」を上回った場合は、審査の対象としません。

(2) 提出方法

それぞれの電子データ（PDF ファイル）を提出期限までに「秋田県電子申請・届出サービス」の受付名「令和 7 年度県・市町村によるDX推進体制構築業務委託企画提案書の提出」から提出してください。

〔直接リンクURL〕

<https://ttzk.graffer.jp/pref-akita/smart-apply/apply-procedure/3738500456899104556>

※添付ファイルの最大サイズは 20MB

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 21 日(水)午後 5 時まで到着すること

(4) 留意事項

- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- ② 提出できる企画提案書は、1 参加者 1 案とします。
- ③ 2 の事務局が受理した提出書類は、これを差し換えたり撤回することはできません。

9 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

(1) 企画提案競技の審査

審査はWeb会議を利用したプレゼンテーション審査とし、「4(2)③企画提案競技審査要領」に基づいて行い、審査会で優れていると認められた順に順位を付け、委託候補者を選定します。

(2) 結果の通知

審査の結果は、速やかに企画提案競技参加者に電子メールで通知します。

10 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

上記 9 により選定された委託候補者と予定価格の範囲内で単独随意契約を締結します。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書に記載され企画提案審査会で評価した項目について、原則として契約時の仕様書に反映します。ただし、契約の締結に当たっては、本業務の目的達成のため必要な範囲において、審査会における意見も踏まえつつ、委託者と委託候補者との協議及び調整により、企画提案内容の項目を追加、変更、削除する等、業務内容の修正を行う場合があります。その場合は、委託契約額を協議により別途決定します。

(3) 契約保証金

- ① 本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号、以下「規則」という。）第 177 条第 1 項に基づき、契約額の 10 分の 1 以上に相当する額を契約保証金として納付する必要があります。

ただし、規則第 178 条の規定に該当する場合は、この保証金の納付を免除します。

- ② 受託者が納付した契約保証金は、規則第 179 条の規定により還付します。

11 公正な企画提案競技の確保

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を禁止します。

- (2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。

- (3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

12 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属しますが、提出された書類は返却しません。
- (2) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (4) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとします。
- (5) 本件企画提案に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとします。